



# 第106回 定時株主総会招集ご通知

開催日時

2019年3月28日（木曜日）  
午前10時

開催場所

東京都港区西新橋一丁目14番1号  
当社本店大会議室（2階）

## 議案

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）  
10名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

## 目次

第106回定時株主総会招集ご通知	1
議決権行使方法のご案内	3
株主総会参考書類	4
事業報告	17
連結計算書類	41
計算書類	44
監査報告書	47
インターネット等による議決権行使のご案内	51

株 主 各 位

東京都港区西新橋一丁目14番1号  
**東 亞 合 成 株 式 会 社**  
代表取締役社長 高村 美己志

## 第106回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第106回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようご案内申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討下さいます、**2019年3月27日(水曜日) 午後5時まで**に議決権を行使して下さいますようお願い申し上げます。

### 【書面による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するよう折返しご送付下さい。

### 【電磁的方法（インターネット等）による議決権行使の場合】

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://www.web54.net>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、上記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力下さい。

電磁的方法による議決権行使に際しましては、51頁から52頁に記載の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

**1 日 時** 2019年3月28日（木曜日）午前10時

**2 場 所** 東京都港区西新橋一丁目14番1号  
当社 本店 大会議室（2階）

- 3 目的事項**
- 報告事項**
- 第106期（2018年1月1日から2018年12月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
  - 第106期（2018年1月1日から2018年12月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項**
- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

#### 4 招集にあたっての決定事項

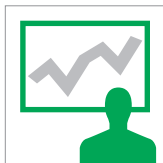
- 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する株主の方に委任する場合に限られます。なお、代理人は1名とさせていただきます。
- 電磁的方法により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしていただきます。
- 書面による議決権行使と電磁的方法による議決権行使とにより、重複して議決権を行使された場合は、後に到着したものを有効とさせていただきますが、同一の日に到着した場合は、電磁的方法による議決権行使を有効なものとしていただきます。

以上

- ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さい。
- 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の連結注記表および計算書類の個別注記表につきましては、法令および当社定款の定めにより、インターネット上の当社ホームページに掲載しておりますので、添付書類には記載しておりません。したがって、会計監査人および監査等委員会が監査した連結計算書類および計算書類は、本招集ご通知添付書類のほか、当社ホームページに掲載している連結注記表および個別注記表であります。
- 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ホームページに掲載させていただきます。  
当社ホームページアドレス <http://www.toagosei.co.jp/>

# 議決権行使方法のご案内

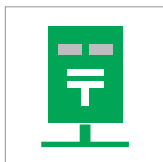
## 当日ご出席いただける場合



**株主総会日時** 2019年3月28日（木曜日）午前10時開催

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。  
株主総会当日は、この「招集ご通知」をお持ち下さいますようお願い申し上げます。  
なお、当日は午前8時30分に受付を開始いたします。

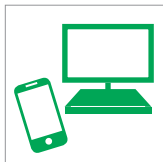
## 当日ご出席いただけない場合



### 郵送によるご行使

**行使期限** 2019年3月27日（水曜日）午後5時必着

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送下さい。



### インターネット等によるご行使

詳細につきましてはP51～52をご覧ください。

**行使期限** 2019年3月27日（水曜日）午後5時まで

当社の指定する議決権行使ウェブサイトへアクセスしていただき、行使期限までに賛否をご入力下さい。

スマートフォンによるご行使は、議決権行使書記載のQRコード読み取りによる「スマート行使」が便利です。

 **議決権行使サイト**：<https://www.web54.net>

## 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりとさせていただきますと存じます。

### ■ 期末配当に関する事項

当社は、当事業年度の業績、今後の事業展開、業績の進展等を総合的に勘案して、1株当たり20円を安定配当の標準とし、株主の皆様への安定的な利益還元に努めることを基本方針としております。

第106期の期末配当につきましては、以下のとおりとさせていただきますと存じます。

#### (1) 配当財産の種類

金銭といたします。

#### (2) 配当財産の割当てに関する事項およびその金額

当社普通株式1株につき14円とさせていただきますと存じます。この場合の配当総額は1,842,815,604円となります。なお、当事業年度は中間配当金14円をお支払いしておりますので、1株当たりの年間配当金は28円となります。

#### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2019年3月29日とさせていただきますと存じます。

なお、当社は「東亜合成グループコーポレートガバナンス基本方針」を改定し、2019年12月期以降の株主還元については、連結配当性向30%以上を目途として安定的な配当を継続することを基本方針とし、経営体制の強化および内部留保の充実ならびに今後の事業の展開・進捗等を総合的に勘案して決定することとしております。

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

- (1) 最適な経営体制を機動的に整えることに備え、取締役のみならず、執行役員からも社長を選定できるよう現行定款第23条を変更するものであります。また、これに関連して、株主総会の招集権者を定める現行定款第13条および株主総会の議長を定める現行定款第15条についても、所要の変更を行うものであります。
- (2) 当社は、2001年4月から経営と執行の分離を図るべく執行役員制度を敷いていますが、上記変更に伴い、執行役員の選任および業務分担について明確にするため、規定を新設するものであります。
- (3) 上記条文の新設に伴う条数変更、字句の修正、和暦表記の西暦への変更その他所要の変更を行うものであります。

### 2. 変更の内容

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 定 款 案
第3章 株主総会	第3章 株主総会
(株主総会の招集)	(株主総会の招集)
第13条 (条文省略)	第13条 (現行どおり)
② 株主総会は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき取締役社長が招集し、 <u>取締役社長に事故があるときは取締役会の決議をもってあらかじめ定めた順位により他の取締役が招集する。</u>	② 株主総会は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき取締役社長が招集し、 <u>取締役社長に欠員または支障があるときは取締役会の決議をもってあらかじめ定めた順位により他の取締役が招集する。</u>
(議長)	(議長)
第15条 株主総会の議長は、取締役社長がこれに当たり、 <u>取締役社長に事故があるときは取締役会の決議をもってあらかじめ定めた順位により他の取締役がこれに当たる。</u>	第15条 株主総会の議長は、取締役社長がこれに当たり、 <u>取締役社長に欠員または支障があるときは取締役会の決議をもってあらかじめ定めた順位により他の取締役がこれに当たる。</u>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会 (役付および代表取締役)</p> <p>第23条 取締役会は、その決議によって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から<u>取締役社長1名を選定する。ただし、必要があるときは、取締役会は、その決議によって取締役会長1名ならびに取締役副社長、専務取締役、常務取締役および取締役相談役各若干名を選定することができる。</u></p> <p>② (条文省略)</p> <p>③ 取締役会長は、当会社の業務を総理し、<u>取締役社長は、当会社の業務を統理する。</u></p> <p>④ 取締役会長を選定せずまたは取締役会長に事故があるときは、<u>取締役社長がその職務を行い、取締役社長に事故があるときは取締役会の決議をもってあらかじめ定めた順位により他の取締役(監査等委員である取締役を除く。)がその職務を代行する。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>第24条～第40条 (条文省略)</p> <p>附則</p> <p>1. 平成28年3月開催の第103回定時株主総会終結前の監査役(監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任の取締役会決議による免除については、なお同定時株主総会の終結に伴う変更前の定款第38条第1項の定めるところによる。</p> <p>2. 平成28年3月開催の第103回定時株主総会終結前の社外監査役(社外監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の終結に伴う変更前の定款第38条第2項の定めるところによる。</p>	<p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会 (役付および代表取締役)</p> <p>第23条 取締役会は、その決議によって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)または執行役員の中から社長1名を選定する。ただし、必要があるときは、取締役会は、その決議によって取締役会長1名ならびに取締役副社長、専務取締役、常務取締役および取締役相談役各若干名を選定することができる。</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>③ 取締役会長は、当会社の経営を総理し、社長は、<u>取締役会の決議に基づき、当会社の業務を統括し、これを執行する。</u></p> <p>④ 取締役会長を選定せずまたは欠員もしくは支障があるときは、<u>取締役社長がその職務を行い、取締役社長に欠員または支障があるときは取締役会の決議をもってあらかじめ定めた順位により他の取締役(監査等委員である取締役を除く。)がその職務を代行する。</u></p> <p style="text-align: center;">(執行役員)</p> <p>第24条 取締役会は、その決議によって執行役員を選任し、<u>当会社の業務を分担して執行させることができる。</u></p> <p>第25条～第41条 (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p>1. 2016年3月開催の第103回定時株主総会終結前の監査役(監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任の取締役会決議による免除については、なお同定時株主総会の終結に伴う変更前の定款第38条第1項の定めるところによる。</p> <p>2. 2016年3月開催の第103回定時株主総会終結前の社外監査役(社外監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の終結に伴う変更前の定款第38条第2項の定めるところによる。</p>

## 第3号議案

## 取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件

本総会終結の時をもって現任取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（9名）は任期満了となります。つきましては、当社の経営監督機能をさらに強化するため、独立社外取締役を1名増員することとし、取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名の選任をお願いするものであります。

候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名		当社における地位および担当	取締役会出席状況 (当事業年度)	取締役在任年数 (本株主総会終結時)
1	たかむらみきし 高村美己志	再任	代表取締役社長	13回/13回 (100%)	9年
2	いしかわのぶひろ 石川延宏	再任	代表取締役副社長 兼経営戦略本部長	13回/13回 (100%)	5年
3	いとうかつゆき 伊藤克幸	再任	取締役グループ経営本部長 兼グループ経営本部人材育成部長	13回/13回 (100%)	4年
4	すずきよしたか 鈴木義隆	再任	取締役グループ管理本部長	13回/13回 (100%)	2年
5	けんじょうもりゆき 兼定盛幸	再任	取締役業務本部長 兼本店営業部長	10回/10回 (100%)	1年
6	みほすすむ 美保享	再任	取締役技術生産本部長 兼研究開発本部長	10回/10回 (100%)	1年
7	すぎうらしんいち 杉浦伸一	再任	取締役 アロン化成株式会社代表取締役社長	13回/13回 (100%)	6年
8	なかにしさとる 中西智	再任	社外 独立 取締役	13回/13回 (100%)	2年
9	こいけやすひろ 小池康博	再任	社外 独立 取締役	10回/10回 (100%)	1年
10	きたむらやすお 北村康央	新任	社外 独立 取締役（監査等委員）	13回/13回 (100%)	3年

(注) 北村康央氏は、2016年3月から当社の監査等委員である取締役を務めており、取締役会出席状況および取締役在任年数は監査等委員である取締役としてのものです。



候補者番号 <b>1</b>	<p><b>再任</b></p> <p>たかむらみきし <b>高村美己志</b></p> <p>生年月日 1956年3月28日</p> <p>所有する当社の株式数 70,977株</p>	<p>略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）</p> <p>1980年4月 当社入社 2002年4月 当社管理部財務グループリーダー 2005年4月 当社管理部人事・総務グループリーダー 2006年4月 当社管理部人事・総務グループリーダー 兼管理部IR広報室長 2008年4月 当社名古屋工場次長 2010年3月 当社取締役管理部長 2012年4月 当社取締役管理本部長 2013年3月 当社取締役経営企画部長 2015年3月 当社代表取締役副社長兼経営戦略本部長 2015年11月 当社代表取締役社長 現在に至る</p>
	<p><b>【取締役候補者とした理由】</b></p> <p>高村美己志氏は、主に当社の経営企画部門および管理部門の経営に携わっており、その豊富な経験と実績をもとに当社グループの経営を統括することにより、取締役会の意思決定機能を強化することが期待されるため、取締役候補者としていたしました。</p>	
候補者番号 <b>2</b>	<p><b>再任</b></p> <p>いしかわのぶひろ <b>石川延宏</b></p> <p>生年月日 1955年1月8日</p> <p>所有する当社の株式数 41,443株</p>	<p>略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）</p> <p>1977年4月 当社入社 2001年4月 当社名古屋工場製造部生産技術グループリーダー 2002年4月 当社名古屋工場第二製造部長 2005年4月 当社アクリル事業部アクリルグループ主幹 2007年4月 当社機能樹脂事業部光硬化型樹脂グループリーダー 2008年3月 当社執行役員アクリル事業部長 2010年3月 当社執行役員名古屋工場長 2014年3月 当社取締役技術生産本部長 2016年1月 当社代表取締役副社長兼経営戦略本部長 現在に至る</p>
	<p><b>【取締役候補者とした理由】</b></p> <p>石川延宏氏は、主に当社の技術生産部門および事業部門の経営に携わっており、その豊富な経験と実績をもとに当社グループの経営を統括することにより、取締役会の意思決定機能を強化することが期待されるため、取締役候補者としていたしました。</p>	

候補者 番号  3	<p><b>再任</b></p> <p>い とう かつ ゆき <b>伊 藤 克 幸</b></p> <p>生年月日 1957年8月27日</p> <p>所有する当社の株式数 31,463株</p>	<p>略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）</p> <p>1981年4月 当社入社 2007年4月 アロン化成株式会社事業支援部主幹 2007年6月 同社経営企画部長 2008年6月 当社退社 アロン化成株式会社取締役 2015年3月 当社取締役管理本部長 2017年1月 当社取締役グループ経営本部長兼グループ経営本部人材育成部長 現在に至る</p>
	<p><b>【取締役候補者とした理由】</b></p> <p>伊藤克幸氏は、主に当社グループ会社の経営に携わっており、その豊富な経験と実績を当社の経営に反映させることにより、業務執行の役割を十分に果たすとともに、取締役会の意思決定機能を強化することが期待されるため、取締役候補者いたしました。</p>	

候補者 番号  4	<p><b>再任</b></p> <p>す ぎ よし たか <b>鈴 木 義 隆</b></p> <p>生年月日 1958年9月14日</p> <p>所有する当社の株式数 19,696株</p>	<p>略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）</p> <p>1982年4月 当社入社 2012年4月 当社名古屋工場次長 2014年4月 当社管理本部総務・法務部長兼管理本部人事部長 兼管理本部IR広報室長 2014年9月 当社管理本部総務・法務部長兼管理本部人事部長 2017年3月 当社取締役管理本部長 2019年1月 当社取締役グループ管理本部長 現在に至る</p>
	<p><b>【取締役候補者とした理由】</b></p> <p>鈴木義隆氏は、主に当社の管理部門の経営に携わっており、その豊富な経験と実績を当社の経営に反映させることにより、業務執行の役割を十分に果たすとともに、取締役会の意思決定機能を強化することが期待されるため、取締役候補者いたしました。</p>	

候補者 番号  5	<p><b>再任</b></p> <p>けん じょう もり ゆき <b>兼 定 盛 幸</b></p> <p>生年月日 1957年4月18日</p> <p>所有する当社の株式数 17,372株</p>	<p>略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）</p> <p>1982年4月 当社入社 2007年4月 当社業務部営業総括グループリーダー 2012年3月 当社執行役員本店営業部長 2016年1月 当社執行役員大阪支店長 2018年3月 当社取締役業務本部長兼業務本部物流部長 2019年1月 当社取締役業務本部長兼本店営業部長 現在に至る</p>
	<p><b>【取締役候補者とした理由】</b></p> <p>兼定盛幸氏は、主に当社の営業部門の経営に携わっており、その豊富な経験と実績を当社の経営に反映させることにより、業務執行の役割を十分に果たすとともに、取締役会の意思決定機能を強化することが期待されるため、取締役候補者としていたしました。</p>	

候補者 番号  6	<p><b>再任</b></p> <p>み ほ すずむ <b>美 保 享</b></p> <p>生年月日 1959年11月12日</p> <p>所有する当社の株式数 29,569株</p>	<p>略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）</p> <p>1984年4月 当社入社 2006年4月 当社技術統括部生産技術研究所長 2006年12月 張家港東亞迪愛生化学有限公司総経理 2012年2月 当社名古屋工場次長 2013年4月 当社アクリル事業部モノマー・オリゴマーグループリーダー 2016年3月 当社執行役員アクリル事業部長 2017年1月 当社執行役員ポリマー・オリゴマー事業部長兼ポリマー・オリゴマー事業部新製品開発部長 2018年3月 当社取締役技術生産本部長兼研究開発本部長 現在に至る</p>
	<p><b>【取締役候補者とした理由】</b></p> <p>美保 享氏は、主に当社の技術生産部門および事業部門の経営に携わっており、その豊富な経験と実績を当社の経営に反映させることにより、業務執行の役割を十分に果たすとともに、取締役会の意思決定機能を強化することが期待されるため、取締役候補者としていたしました。</p>	

候補者 番号  7	<b>再任</b> すぎ 浦 しん いち <b>杉 浦 伸 一</b> 生年月日 1955年8月4日 所有する当社の株式数 38,409株	<b>略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）</b> 1978年4月 当社入社 2005年4月 当社機能材料事業部光硬化型樹脂グループリーダー 2007年4月 当社基礎化学品事業部クロルアルカリグループリーダー 2008年3月 当社執行役員基礎化学品事業部長 2013年3月 当社取締役業務本部長 2015年3月 当社取締役アロン化成株式会社代表取締役社長 現在に至る
	<b>【取締役候補者とした理由】</b> 杉浦伸一氏は、主に当社の事業部門および当社グループ会社の経営に携わっており、その豊富な経験と実績を当社の経営に反映させることにより、業務執行の役割を十分に果たすとともに、取締役会の意思決定機能を強化することが期待されるため、取締役候補者いたしました。	

候補者 番号  8	<b>再任</b> <b>社外</b> <b>独立</b> なか にし さとる <b>中 西 智</b> 生年月日 1953年8月31日 所有する当社の株式数 585株	<b>略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）</b> 1976年4月 株式会社三井銀行入行 2004年4月 株式会社三井住友銀行執行役員 2006年4月 株式会社三井住友銀行常務執行役員 2009年4月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ専務執行役員 株式会社三井住友銀行取締役兼専務執行役員 2009年6月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ取締役 2011年4月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ代表取締役 株式会社三井住友銀行代表取締役兼副頭取執行役員 2013年4月 株式会社SMFGカード&クレジット取締役 現在に至る 2013年6月 株式会社セディナ代表取締役社長 現在に至る SMB Cファイナンスサービス株式会社取締役 現在に至る 2017年3月 当社取締役 現在に至る
	<b>【社外取締役候補者とした理由】</b> 中西 智氏は、金融機関での経歴と豊富な役員経験から培われてきた幅広い見識を有しており、これらを当社の経営に反映させることにより、当社の経営体制がさらに強化できると判断したため、社外取締役候補者いたしました。	

候補者 番号  9	<b>再任</b> 社外 独立  こ いけ やす ひろ <b>小 池 康 博</b>  生年月日 1954年4月7日  所有する当社の株式数 192株	<b>略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）</b>  1983年4月 慶應義塾大学理工学部助手 1992年4月 慶應義塾大学理工学部助教授 1997年4月 慶應義塾大学理工学部教授 現在に至る 2004年4月 慶應義塾先端科学技術研究センター所長 2010年4月 慶應義塾大学フォトンクス・リサーチ・インSTITUTE所長 現在に至る 2010年11月 学校法人慶應義塾評議員 現在に至る 2018年3月 当社取締役 現在に至る
	<b>【社外取締役候補者とした理由】</b> 小池康博氏は、理工学部教授として培われてきた専門的な知識・経験等を有しており、これらを当社の経営に反映させることにより、当社の経営体制がさらに強化できると判断したため、社外取締役候補者いたしました。	

候補者 番号  10	<b>新任</b> 社外 独立  きた むら やす お <b>北 村 康 央</b>  生年月日 1965年3月8日  所有する当社の株式数 3,635株	<b>略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）</b>  1988年4月 株式会社日本興業銀行入行 1996年4月 弁護士登録 2001年2月 米国ニューヨーク州弁護士登録 2007年10月 北村・平賀法律事務所パートナー 現在に至る 2013年11月 株式会社雑貨屋ブルドッグ取締役 2015年3月 当社監査役 2016年3月 当社取締役（監査等委員） 現在に至る 2018年12月 A   メカテック株式会社監査役 現在に至る
	<b>【社外取締役候補者とした理由】</b> 北村康央氏は、弁護士としての専門的な知識・経験等を有しており、これらを当社の経営に反映させることにより、当社の経営体制がさらに強化できると判断したため、社外取締役候補者いたしました。 なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としてその職務を適切に遂行いただけるものと考えております。	

- (注) 1. 候補者と会社との間には特別の利害関係はありません。
2. 候補者の当社株式所有数には、東亞合成役員持株会における持分が含まれております。
3. 中西 智氏、小池康博氏および北村康央氏は、社外取締役候補者であり、各氏をいずれも東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ております。
4. 中西 智氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
5. 中西 智氏は、当社のメインバンクである株式会社三井住友銀行の代表取締役兼副頭取執行役員を務めておりましたが、2013年4月に退任し、本総会終結時において、すでに5年11ヶ月が経過しております。
6. 小池康博氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
7. 北村康央氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。なお、同氏は本総会終結の時をもって監査等委員である取締役を退任します。
8. 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役（業務執行取締役等である者を除く）との間に、会社法第423条第1項の責任について、10百万円または法令が定める額のいずれか高い額を限度とする責任限定契約を締結できる旨、定款に定めております。現在、中西 智氏、小池康博氏および北村康央氏との間で、上記責任限定契約を締結しております。また、中西 智氏、小池康博氏および北村康央氏の選任をご承認いただきました場合、当社は各氏との間で責任限定契約を締結する予定であります。

## 第4号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

現任監査等委員である取締役北村康央氏は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）となるべく、監査等委員である取締役を本総会終結の時をもって辞任により退任します。つきましては、当社の監査・監督機能をさらに強化するため、独立社外取締役を1名増員することとし、監査等委員である取締役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

候補者は次のとおりであります。

候補者 番号  1	<p><b>新任</b> <b>社外</b> <b>独立</b></p> <p>いし ぐろ きよ こ <b>石 黒 清 子</b></p> <p>生年月日 1960年2月21日</p> <p>所有する当社の株式数 0株</p>	<p>略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）</p> <p>1991年4月 弁護士登録 1995年4月 野田・相原・石黒法律事務所（現 野田記念法律事務所）パートナー 現在に至る 2000年4月 東京弁護士会調査室室長 2006年4月 東京弁護士会広報委員会委員長 2010年4月 最高裁判所司法研修所民事弁護教官 2010年6月 サトーホールディングス株式会社取締役 2017年9月 株式会社トラジ監査役 現在に至る</p>
	<p><b>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由】</b></p> <p>石黒清子氏は、弁護士としての専門的な知識・経験等を有しており、これらを当社の経営に反映させることにより、当社の監査・監督機能がさらに強化できると判断したため、監査等委員である社外取締役候補者としたしました。</p> <p>なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としてその職務を適切に遂行いただけるものと考えております。</p>	

候補者 番号  2	<p><b>新任</b> <b>社外</b> <b>独立</b></p> <p>やす だ まさ ひこ <b>安 田 昌 彦</b></p> <p>生年月日 1963年9月15日</p> <p>所有する当社の株式数 0株</p>	<p>略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）</p> <p>1988年11月 青山監査法人入所 1993年 5月 公認会計士登録 2006年10月 PwCアドバイザリー株式会社マネージングディレクター 2008年 7月 PwCアドバイザリー株式会社パートナー兼あらた監査法人代表社員 2012年 3月 ベネディ・コンサルティング株式会社代表取締役社長 現在に至る 2012年 8月 安田昌彦公認会計士事務所所長 現在に至る</p>
	<p><b>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由】</b></p> <p>安田昌彦氏は、公認会計士として培われた会計に関する専門的な知識・経験等を有しており、これらを当社の経営に反映させることにより、当社の監査・監督機能がさらに強化できると判断したため、監査等委員である社外取締役候補者といいたしました。</p>	

- (注) 1. 候補者と会社との間には特別の利害関係はありません。
2. 石黒清子氏および安田昌彦氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は、両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出る予定であります。
3. 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役（業務執行取締役等である者を除く）との間に、会社法第423条第1項の責任について、10百万円または法令が定める額のいずれか高い額を限度とする責任限定契約を締結できる旨、定款に定めてあります。石黒清子氏および安田昌彦氏の選任をご承認いただきました場合、当社は両氏との間で責任限定契約を締結する予定であります。

以 上



(ご参考) 独立社外取締役の独立性基準

当社は、社外取締役の独立性基準を以下のとおり定め、以下の各号のいずれかに該当する場合は、当社に対する十分な独立性を有していないものと判断する。

1. (1) 現在または過去10年間に於いて、当社および当社の子会社の業務執行者（業務執行取締役、執行役、執行役員、その他上級管理職にある使用人）であった者
- (2) 当社を主要な取引先とする者、またはその者が会社である場合はその業務執行者（業務執行取締役、執行役、執行役員、その他上級管理職にある使用人）
- (3) 当社の主要な取引先である者、またはその者が会社である場合はその業務執行者（業務執行取締役、執行役、執行役員、その他上級管理職にある使用人）
- (4) 当社から役員報酬以外に、多額の金銭その他財産を得ている弁護士等の法律専門家、公認会計士等の会計専門家、コンサルタント等（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合には、当該団体に所属する者）
- (5) 当社の大株主またはその者が会社である場合はその業務執行者
- (6) 当社から多額の寄付を受けている者（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合には、当該団体に所属する者）
- (7) 上記（1）から（6）までのいずれかに該当する者の配偶者または2親等内の親族
- (8) 過去3年間に於いて、上記（2）から（7）までのいずれかに該当していた者
2. 当社の社外取締役としての在任期間が8年を超える者

## 1 企業集団の現況に関する事項

### ① 事業の経過および成果

当連結会計年度（2018年1月1日から2018年12月31日まで）におけるわが国経済は、雇用・所得環境は着実に改善しましたが、年後半にかけて輸出に陰りが見られるなど景気の伸びに力強さを欠く展開となりました。世界経済は、米国経済は概ね好調に推移しましたが、米中貿易戦争に代表される保護主義の高まりや金融資本市場の変動などから先行きに対する不透明感が増しました。

当社グループを取り巻く事業環境につきましては、緩やかに回復する国内景気を背景に汎用製品の需要は底堅く推移しましたが、一方、原燃料価格の上昇や年後半から顕著となった一部のエレクトロニクス関連製品の需要減退などが利益を圧迫する要因となりました。

この結果、当連結会計年度の売上高は1,500億6千6百万円（前年度比3.7%増収）、営業利益は164億8百万円（前年度比6.0%減益）、経常利益は174億3百万円（前年度比5.9%減益）、親会社株主に帰属する当期純利益は127億4千8百万円（前年度比1.3%減益）となりました。

当連結会計年度のセグメント別の概況は、次のとおりであります。

### 基幹化学品事業

電解製品は、全般的に販売数量が堅調に推移するとともに、年前半に実施したカセイソーダの販売価格是正が寄与し増収となりました。アクリルモノマー製品は、シンガポール子会社において一部製品の生産を停止した影響などから販売数量は減少しましたが、原料価格の上昇に伴う販売価格の是正を行い増収となりました。工業用ガスは、底堅い国内需要により増収となりました。これらの結果、当セグメントの売上高は699億8百万円（前年度比4.9%増収）となりました。

営業利益は、アクリルモノマー製品が減販や国内における大型定修の影響などから減益となりましたが、カセイソーダや工業用ガスの増益により、66億5千4百万円（前年度比14.8%増益）となりました。

## ポリマー・オリゴマー事業

アクリルポリマーは、リチウムイオン二次電池向けや化粧品原料などに使用される高付加価値製品の販売が拡大し増収となりました。アクリルオリゴマーは、国内外の市場において販売が好調に推移し増収となりました。高分子凝集剤は、販売数量が増加したほか販売価格の是正を進めたことなどから増収となりました。これらの結果、当セグメントの売上高は295億6百万円（前年度比5.0%増収）となりました。

営業利益は、原料価格の引き上げに対する販売価格の是正が遅れたことに加え、アクリルポリマーの増産対応やタイ子会社での操業開始関連費用の増加などが利益を圧迫し、29億7千7百万円（前年度比32.8%減益）となりました。

## 接着材料事業

瞬間接着剤は、コンビニエンスストア向けや工業用途向けなど国内販売は堅調に推移しましたが、海外市場における販売減少などが影響し減収となりました。機能性接着剤は、高機能情報端末向けなどに使用される反応型接着剤の需要は低調でしたが、自動車関連材料向け製品の販売が底堅く推移したことなどから増収となりました。これらの結果、当セグメントの売上高は119億1千4百万円（前年度比0.8%減収）となりました。

営業利益は、海外市場における瞬間接着剤や高付加価値の機能性接着剤が減販となった影響などから、25億6千7百万円（前年度比3.5%減益）となりました。

## 高機能無機材料事業

高純度無機化学品は、旺盛な半導体需要が継続し液化塩化水素など高純度製品の販売数量が増加したことなどから増収となりました。無機機能材料は、無機抗菌剤の輸出減少やエレクトロニクス関連製品の出荷が低調に推移したことなどが影響し減収となりました。これらの結果、当セグメントの売上高は80億9千5百万円（前年度比3.9%増収）となりました。

営業利益は、無機機能材料が減販の影響などから減益となりましたが、高純度無機化学品の増販が寄与し、25億4千8百万円（前年度比6.3%増益）となりました。

## 樹脂加工製品事業

管工機材製品は、夏場の天候不順による工事遅延や販売競争激化の影響などから減収となりました。建材・土木製品は、受注物件数の増加などから増収となりました。ライフサポート製品は、新製品の販売が寄与したことなどから増収となりました。エラストマーコンパウンドは、販売数量の増加などから増収となりました。これらの結果、当セグメントの売上高は271億6千7百万円（前年度比1.3%増収）となりました。

営業利益は、ライフサポート製品や建材・土木製品は増益となりましたが、管工機材製品が原材料費の上昇などから採算が悪化し、14億2千7百万円（前年度比26.7%減益）となりました。

## その他の事業

新規製品の研究開発事業、輸送事業、商社事業などにより構成される当セグメントは、売上高は34億7千4百万円（前年度比3.7%増収）、営業利益は2億3千万円となりました。

## セグメント別の売上高

セグメント	第105期 2017年12月期	第106期 2018年12月期 (当連結会計年度)	前年度比増減	
			金額	率
基幹化学品事業	66,630百万円	69,908百万円	3,278百万円	4.9%
ポリマー・オリゴマー事業	28,096	29,506	1,409	5.0
接着材料事業	12,010	11,914	△96	△0.8
高性能無機材料事業	7,791	8,095	303	3.9
樹脂加工製品事業	26,828	27,167	338	1.3
その他の事業	3,350	3,474	124	3.7
合計	144,708	150,066	5,358	3.7

## ② 設備投資および資金調達の状況

設備投資の総額は、125億2千1百万円でありました。

その内容は、当社名古屋工場におけるアクリルポリマー製造設備の新設、アロン化成株式会社における管工機材製造設備の新設および各工場における設備の保全、保安、合理化投資が主なものであります。

これらの設備投資の資金につきましては、主として自己資金を充当いたしました。

### ③ 対処すべき課題

当社グループは、2025年の東亜合成グループビジョンを策定し、そのビジョンを実現するための第一歩として、2017年から2019年までの3年間を対象とする中期経営計画「成長への軌道 2019」を実行しております。

中期経営計画「成長への軌道 2019」の中間年である2018年は、タイ王国の子会社において第1期プロジェクト（アクリルポリマー）の工場が稼働を開始し、引き続き第2期プロジェクト（エラストマーコンパウンド）の工場建設に着工しました。国内の工場におきましては、アクリルポリマーや光硬化型樹脂などのアクリル川下製品や高純度無機化学品、無機機能材料などについて将来の成長に向けての積極的な設備投資を行い、中期経営計画「成長への軌道 2019」に掲げたアクションプランは着実に進展しました。

中期経営計画「成長への軌道 2019」の最終年となる本年は、

- ・新製品・新事業の創出
- ・海外事業展開の加速
- ・業務変革および生産性の向上
- ・社員が力を発揮できる環境の整備
- ・CSR活動の深化

を重要課題として設定し、これまで実施してきた投資案件の早期利益貢献を図るとともに2025年のグループビジョンの達成を確実なものとするための歩みを進めてまいります。

#### <2025年のグループビジョン>

- ・技術と高付加価値製品で存在感のある化学企業グループ
- ・国内外で生産販売活動を展開している海外売上高比率25%以上の化学企業グループ
- ・事業拡大を担う優秀で意欲的な社員を豊富に擁する化学企業グループ
- ・安定した収益基盤を有する売上高2,000億円以上の化学企業グループ

#### <中期経営計画「成長への軌道 2019」連結数値目標>

	2019年目標
売上高	1,550 億円
営業利益	180 億円
売上高営業利益率	11.6 %
親会社株主に帰属する当期純利益	125 億円

(注) 2019年目標の前提条件：ナフサ価格 32,000円/KL、為替 105円/USD

## ④ 財産および損益の状況の推移

### ① 企業集団の財産および損益の状況の推移

区 分	第103期 2015年12月期	第104期 2016年12月期	第105期 2017年12月期	第106期 2018年12月期 (当連結会計年度)
売上高 (百万円)	139,848	135,382	144,708	150,066
営業利益 (百万円)	12,347	16,147	17,453	16,408
経常利益 (百万円)	13,201	16,935	18,492	17,403
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	6,696	13,801	12,911	12,748
1株当たり当期純利益(円)	50.86	104.83	98.08	96.85
総資産 (百万円)	208,018	219,520	239,338	241,971
純資産 (百万円)	163,020	173,003	187,487	191,296
1株当たり純資産額(円)	1,201.46	1,276.10	1,387.36	1,416.24

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式数を控除した期中平均株式数により算出しております。  
 2. 2015年7月1日付で2株につき1株の割合で株式併合を行いました。2015年12月期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。

### ② 当社の財産および損益の状況の推移

区 分	第103期 2015年12月期	第104期 2016年12月期	第105期 2017年12月期	第106期 2018年12月期 (当期)
売上高 (百万円)	89,576	86,523	94,403	100,919
営業利益 (百万円)	8,878	11,430	12,965	13,263
経常利益 (百万円)	12,041	13,741	15,910	16,147
当期純利益 (百万円)	9,309	10,783	12,032	12,736
1株当たり当期純利益(円)	70.71	81.91	91.41	96.76
総資産 (百万円)	187,534	197,869	215,301	217,990
純資産 (百万円)	126,232	133,076	146,717	151,200
1株当たり純資産額(円)	958.84	1,010.89	1,114.58	1,148.68

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式数を控除した期中平均株式数により算出しております。  
 2. 2015年7月1日付で2株につき1株の割合で株式併合を行いました。2015年12月期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。

## ⑤ 重要な子会社の状況

### ① 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
	百万円	%	
アロン化成株式会社	4,220	100.00	樹脂加工製品の製造販売
MTエチレンカーボネート株式会社	480	90.00	エチレンカーボネートの製造
MTアクアポリマー株式会社	460	51.00	高分子凝集剤の製造販売
大分ケミカル株式会社	450	91.15	アクリル酸等の製造
東亞テクノガス株式会社	400	100.00	工業用ガスの製造販売
株式会社TGコーポレーション	174	100.00	化学工業製品の販売
東亞ビジネスアソシエ株式会社	40	100.00	不動産売買の仲介、管理および事務代行等
東亞興業株式会社	25	100.00	運送事業
東亞物流株式会社	16	100.00	運送事業
アロン包装株式会社	10	100.00	接着剤の包装充填業務
北陸東亞物流株式会社	10	90.00	運送事業
四国東亞物流株式会社	10	70.00	運送事業
トウアゴウセイ・アメリカ・インク	千米ドル 6,100	100.00	接着剤の製造販売
張家港東亞迪愛生化学有限公司	千元 60,891	76.12	光硬化型樹脂の製造販売
トウアゴウセイ・ホンコン・リミテッド	千ホンコンドル 10,988	100.00	接着剤の販売
東亞合成(珠海)有限公司	千ホンコンドル 9,188	100.00	接着剤の製造販売
東昌化学股份有限公司	千ニュータイワンドル 15,000	51.00	光硬化型樹脂の製造販売
台湾東亞合成股份有限公司	千ニュータイワンドル 5,000	100.00	光硬化型樹脂の販売
トウアゴウセイ・シンガポール・ピーティーイー・リミテッド	千シンガポールドル 60,571	100.00	アクリル製品の製造販売
トウアゴウセイ・タイランド・カンパニー・リミテッド	千タイパーツ 500,000	100.00	アクリル製品の製造販売
アロンカセイ・タイランド・カンパニー・リミテッド	千タイパーツ 21,000	100.00	樹脂加工製品の販売

- (注) 1. 上記の議決権比率には、子会社を通じて間接的に所有する議決権を含んでおります。  
 2. 連結子会社は21社、持分法適用会社は2社であります。  
 3. 当期において、アロンカセイ・タイランド・カンパニー・リミテッドを連結子会社として新規設立しております。

### ② 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

## ⑥ 主要な事業内容 (2018年12月31日現在)

セグメント	製品	売上高構成比
基幹化学品事業	カセイソーダ、カセイカリ、次亜塩素酸ソーダなどの電解製品、硫酸、工業用ガス、アクリル酸、アクリル酸エステルなどのアクリルモノマー等	46.6%
ポリマー・オリゴマー事業	アクリルポリマー、高分子凝集剤、光硬化型樹脂などのアクリルオリゴマー等	19.7%
接着材料事業	瞬間接着剤、機能性接着剤等	7.9%
高機能無機材料事業	高純度無機化学品、無機機能材料等	5.4%
樹脂加工製品事業	管工機材製品、建材・土木製品、ライフサポート製品、エラストマーコンパウンド等	18.1%
その他の事業	輸送事業、商社事業等	2.3%
合計		100.0%

## ⑦ 主要な事業所 (2018年12月31日現在)

### ① 当社

本店：東京都港区西新橋一丁目14番1号

営業所：本店営業部（東京都港区）、大阪支店（大阪市）、名古屋支店（名古屋市）、四国営業所（香川県坂出市）、福岡営業所（福岡市）

工場：名古屋工場（名古屋市）、横浜工場（横浜市）、高岡工場（富山県高岡市）、徳島工場（徳島県徳島市）、坂出工場（香川県坂出市）、川崎工場（川崎市）、広野工場（福島県双葉郡広野町）

研究所：R & D総合センター（名古屋市）、先端科学研究所（茨城県つくば市）

### ② 子会社等

国内：アロン化成株式会社（東京都ほか）、MTエチレンカーボネート株式会社（東京都ほか）、MTアクアポリマー株式会社（東京都ほか）、大分ケミカル株式会社（大分県大分市）、株式会社TGコーポレーション（東京都ほか）、東亜テクノガス株式会社（名古屋市）ほか

国外：トウアゴウセイ・アメリカ・インク（米国）、張家港東亞迪愛生化学有限公司（中国）、トウアゴウセイ・ホンコン・リミテッド（中国）、東亞合成（珠海）有限公司（中国）、東昌化学股份有限公司（台湾）、台湾東亞合成股份有限公司（台湾）、トウアゴウセイ・シンガポール・ピーティーイー・リミテッド（シンガポール）、トウアゴウセイ・タイランド・カンパニー・リミテッド（タイ）、アロンカセイ・タイランド・カンパニー・リミテッド（タイ）ほか



## ⑧ 使用人の状況 (2018年12月31日現在)

### ① 企業集団の使用人の状況

セグメント	使用人数	前連結会計年度末比増減
基幹化学品事業	394名	2名減
ポリマー・オリゴマー事業	415名	30名増
接着材料事業	320名	1名減
高性能無機材料事業	100名	3名増
樹脂加工製品事業	545名	11名減
その他の事業	285名	45名増
全社(共通)	370名	28名減
合計	2,429名	36名増

(注) 休職者、企業集団外への出向者は除いております。

### ② 当社の使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,197名	増減なし	45.07歳	21.58年

(注) 休職者、出向者は除いております。

## ⑨ 主要な借入先 (2018年12月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社三井住友銀行	3,264百万円
株式会社三菱UFJ銀行	1,910
農林中央金庫	1,300
株式会社百十四銀行	950
三井住友信託銀行株式会社	889

## 2 会社の株式に関する事項（2018年12月31日現在）

### ① 株式の総数

発行可能株式総数	275,000,000株（前期末比 増減なし）
発行済株式の総数	131,996,299株（前期末比 増減なし）

### ② 株主数 16,334名（前期末比 543名減）

### ③ 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	7,340 千株	5.58 %
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	5,818	4.42
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	5,527	4.20
東 亞 合 成 取 引 先 持 株 会	4,314	3.28
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE THE KILTEARN GLOBAL EQUITY FUND	3,921	2.98
東 亞 合 成 グ ル ー プ 社 員 持 株 会	2,830	2.15
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	2,824	2.15
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	2,408	1.83
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9）	2,324	1.77
T H E B A N K O F N E W Y O R K , T R E A T Y J A S D E C A C C O U N T	2,014	1.53

(注) 持株比率は、自己株式（366,613株）を控除して計算しております。

### 3 会社役員に関する事項

#### ① 取締役の状況 (2018年12月31日現在)

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	高村 美己志	
代表取締役副社長	石川 延宏	経営戦略本部長
取締役	伊藤 克幸	グループ経営本部長兼グループ経営本部人材育成部長
取締役	鈴木 義隆	管理本部長
※取締役	兼定 盛幸	業務本部長兼業務本部物流部長
※取締役	美保 享	技術生産本部長兼研究開発本部長
取締役	杉浦 伸一	アロン化成株式会社 代表取締役社長
取締役	中西 智	株式会社セディナ 代表取締役社長 株式会社SMFGカード&クレジット 取締役 SMB Cファイナンスサービス株式会社 取締役
※取締役	小池 康博	慶應義塾大学工学部 教授 学校法人慶應義塾 評議員 慶應義塾大学フotonクス・リサーチ・インスティテュート 所長
※取締役(常勤監査等委員)	小峰 朗	
取締役(監査等委員)	原田 力	室町殖産株式会社 社外監査役
取締役(監査等委員)	北村 康央	弁護士(北村・平賀法律事務所パートナー) A1メカテック株式会社 社外監査役
※取締役(監査等委員)	高野 信彦	税理士(高野信彦税理士事務所)

- (注) 1. ※印は2018年3月29日開催の第105回定時株主総会において新たに選任された取締役(監査等委員を含む)であります。  
 2. 2018年3月29日開催の第105回定時株主総会終結の時をもって、取締役(監査等委員を含む)野村聡一、同坂井悦郎、同加藤秀雄、同原一夫の4名は、任期満了により退任しました。  
 3. 取締役小峰 朗は、2018年3月29日に監査等委員でない取締役に任期満了により退任し、同日に監査等委員である取締役に就任しております。  
 4. 取締役中西 智、同小池康博、同原田 力、同北村康央、同高野信彦は、社外取締役であります。  
 5. 当社は、取締役中西 智、同小池康博、同原田 力、同北村康央、同高野信彦の5名を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。  
 6. 取締役(監査等委員を除く)、執行役員、使用人等からの情報収集および重要な会議への出席ならびに内部監査部門等との十分な連携を通じ、監査・監督機能を強化するため、常勤の監査等委員を選定しております。  
 7. 監査等委員原田 力は、金融機関における長年の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有する者であります。  
 8. 監査等委員高野信彦は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有する者であります。

9. 当社は2001年4月1日から執行役員制度を導入しております。執行役員は2018年12月31日現在下記のとおりであります。

執行役員	永野英美	(本店営業部長)
執行役員	原 寿	(高性能無機材料事業部長)
執行役員	佐藤明生	(名古屋工場長)
執行役員	高橋伸	(R & D総合センター長)
執行役員	川浦義章	(東亞物流株式会社代表取締役社長兼東亞興業株式会社代表取締役社長)
執行役員	藤原亮輔	(横浜工場長)
執行役員	森 義和	(技術生産本部エンジニアリング部長兼技術生産本部電解技術部長)
執行役員	青田重行	(経営戦略本部海外展開プロジェクトリーダー)
執行役員	中谷隆	(接着材料事業部長)
執行役員	山田容敬	(名古屋支店長兼東亞テクノガス株式会社代表取締役社長)
執行役員	西尾竜生	(経営戦略本部経営企画部長)
執行役員	宮崎浩	(徳島工場長)
執行役員	古川史人	(基幹化学品事業部長兼基幹化学品事業部アクリルモノマー部長)
執行役員	鹿間敏	(MT アクアポリマー株式会社代表取締役社長)
執行役員	笹原太郎	(東亞ビジネスアソシエ株式会社代表取締役社長兼グループ経営本部情報システム部長)
執行役員	寿美田克彦	(大阪支店長)
執行役員	小淵秀範	(ポリマー・オリゴマー事業部長兼ポリマー・オリゴマー事業部ポリマー部長)

## ② 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役中西 智および小池康博ならびに監査等委員である取締役4名との間で、会社法第423条第1項の責任について、10百万円または法令が定める額のいずれか高い額を限度とする責任限定契約を締結しております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役が責任の原因となった職務の執行について、善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

### ③ 取締役の報酬等の額

区 分	人 数	報酬等の額	定時株主総会決議による役員報酬年額
取締役（監査等委員でない） （うち社外取締役）	12名 （3名）	228百万円 （17百万円）	年額3億円以内（2016年3月30日決議）
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	6名 （4名）	41百万円 （26百万円）	年額6千万円以内（2016年3月30日決議）
合 計 （うち社外取締役）	18名 （7名）	269百万円 （44百万円）	

（注）当社は使用人兼務取締役に對し、使用人分給与（賞与を含む）は支給していません。

### ④ 社外役員に関する事項

#### ①他の法人等の重要な兼職に関する事項

社外役員の重要な兼職につきましては、「3 会社役員に関する事項 ① 取締役の状況」に記載のとおりです。当社は、いずれの会社とも特別の関係はありません。

#### ②当事業年度における主な活動状況

	活 動 状 況
取締役 中 西 智	当事業年度に開催された取締役会13回すべてに出席しました。金融機関における豊富な役員経験や知見から、適宜必要な発言を行っております。
取締役 小 池 康 博	2018年3月29日就任以降に開催された取締役会10回すべてに出席しました。主に理工学部教授としての専門的な知見から、適宜必要な発言を行っております。
取締役（監査等委員） 原 田 力	当事業年度に開催された取締役会13回および監査等委員会17回のすべてに出席しました。いずれも、金融機関における豊富な役員経験や知見から、適宜必要な発言を行っております。
取締役（監査等委員） 北 村 康 央	当事業年度に開催された取締役会13回および監査等委員会17回のすべてに出席しました。いずれも、主に弁護士としての専門的な知見から、適宜必要な発言を行っております。
取締役（監査等委員） 高 野 信 彦	2018年3月29日就任以降に開催された取締役会10回および監査等委員会12回のすべてに出席しました。いずれも、主に税理士としての専門的な知見から、適宜必要な発言を行っております。

## 4 会計監査人に関する事項

① 名称 EY新日本有限責任監査法人

### ② 報酬等の額

#### ①当社の当事業年度にかかる会計監査人の報酬等の額

51百万円

#### ②当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

64百万円

- (注) 1. 当社監査等委員会は、社内関係部署および会計監査人から聴取を行い、会計監査人の独立性、監査の品質を確認し、監査計画の内容、会計監査の職務の遂行状況を検討した結果、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、①の金額には「金融商品取引法」に基づく監査の報酬等の額を含めております。
3. 当社の重要な子会社のうち、張家港東亞迪愛生化学有限公司、トウアゴウセイ・ホンコン・リミテッド、東亞合成（珠海）有限公司、東昌化学股份有限公司、台湾東亞合成股份有限公司、トウアゴウセイ・シンガポール・ピーティーイー・リミテッド、トウアゴウセイ・タイランド・カンパニー・リミテッドおよびアロンカセイ・タイランド・カンパニー・リミテッドは、当社の会計監査人以外の監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

### ③ 非監査業務の内容

当社は、EY新日本有限責任監査法人に、再生可能エネルギー固定価格買取制度の減免申請に関する確認業務を委託しております。

### ④ 会計監査人の解任または不再任の決定方針

当社監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定めるいずれかの事由に該当する場合、必要と認めるときは、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。

また、当社監査等委員会は、会計監査人の監査の品質、監査の有効性・効率性を勘案し会計監査人の変更が妥当であると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

## 5 業務の適正を確保するための体制

### 《業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要》

当社は、取締役会において、内部統制システム構築の基本方針を、以下のとおり決議しております。

#### ① 当社および子会社の取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

##### ①行動憲章

当社は、企業理念「化学事業を通じてより多くの人々とより多くの幸福を分かち合う」の下に、当社および子会社から成る東亜合成グループ全ての役員・使用人を対象として、「東亜合成グループ行動憲章」および「東亜合成グループ行動基準マニュアル」を定め、当社および子会社の役員・使用人に対しその周知・徹底を図る。

##### ②取締役会

当社取締役会は、法令、定款および「取締役会規則」に従い、経営上重要な事項を決定するとともに、経営の健全性と効率性双方の観点から取締役の業務執行の監督を行う。

##### ③監査等委員会および監査部

- (イ)監査等委員会設置会社である当社は、当社および子会社の取締役・使用人の職務執行については、監査等委員会の定める監査方針に従い、監査等委員会の監査対象とする。
- (ロ)常勤監査等委員は、出席した重要会議において報告を受けた事項等に関し、定期的に開催する監査等委員会において、非常勤の監査等委員との間で情報の共有を図ることとする。
- (ハ)当社は、監査部を設置し、当社および子会社のコンプライアンスの状況、業務の適正性に関する内部監査を実施する。監査部は、その結果を適宜、監査等委員会および代表取締役に報告する。

##### ④コンプライアンス委員会

- (イ)当社は、「コンプライアンス委員会規程」を制定し、代表取締役社長が指名する、担当取締役および社外委員で構成するコンプライアンス委員会を設置する。コンプライアンス委員会は、東亜合成グループ全体のコンプライアンスの実践状況を監督・調査し、必要に応じ勧告を行う。
- (ロ)当社は、東亜合成グループにおける内部通報制度として「企業倫理ヘルプライン（コンプライアンス・ホットライン）」を設け、当該ホットラインについては子会社の役員・使用人も利用可能とする。当該ホットラインの機関は、当社内窓口と顧問弁護士事務所の2系統とする。また、当社は、当該制度に基づく通報を行った者に対し、不利益な取扱いを行わない。
- (ハ)当社は、当社および子会社の役員・使用人を対象とするコンプライアンス教育を随時実施する。

## ⑤ C S R 推進会議

当社は、「C S R 推進会議規程」を制定し、C S R 推進会議を設置する。C S R 推進会議は、東亞合成グループのC S R（企業の社会に対する責任）を果たすための取り組み状況を、監査により確認する。C S R 推進会議議長は、必要と認める都度会議を開催し、当該監査結果の報告を受け、今後の施策について審議する。

## ⑥ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方および整備状況

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力、団体とは断固として対決することを、東亞合成グループ行動憲章および東亞合成グループ行動基準マニュアルに定め、当社および子会社の役員・使用人への周知・徹底を図る。

平素から警察等の外部専門機関と情報交換を行うなど協力関係を確立し、反社会的勢力・団体からの不当な要求には毅然と対応し、一切の関係を遮断する。

## ② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、「文書管理規程」その他の関連内規に従い、取締役会議事録をはじめとする取締役の職務の執行にかかる文書および電磁的記録を適切に保存・管理するとともに、取締役が当該情報に随時閲覧可能な体制とする。

## ③ 当社および子会社の損失の危機の管理に関する規程その他の体制

### ① リスク管理

当社は、「東亞合成グループリスク管理規程」を制定し、代表取締役社長が指名する担当取締役を委員長とするリスク管理委員会を設置する。リスク管理委員会は、当社および子会社の事業上の重要なリスクを把握し横断的なリスク検討・分析を行い、リスクごとに責任担当者および担当部署を定め、適切な事業継続計画（BCP）を策定し、予防・回避を目的としたリスクマネジメントを行う。

### ② 危機事態への対応

当社は、「東亞合成グループリスク管理規程」および「東亞合成グループ危機事態対応規程」に基づき、当社または子会社に不測の事態が発生した場合には、規程に定める連絡体制に従い情報を収集のうえ、発生した危機事態の程度に応じて当社代表取締役社長の指揮のもとグループ対策本部を設置し、損害の拡大を防止し最小限化を図る。



## ④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

### ① 執行役員制度

当社は、執行役員制度を導入して経営と執行を分離し、的確な意思決定、効率的な業務執行の実現および業務執行責任の明確化を図る。

### ② 中期経営計画

当社は、取締役会決議により東亜合成グループ全体を網羅する中期経営計画および各事業年度計画を決定し、これに基づき全社および各部門の目標を定めて管理する。

### ③ 経営会議

経営会議は、取締役会においてより慎重な審議を行うため取締役会付議事項の事前審議を行うとともに、経営会議規則に則り、取締役会付議事項に次ぐ業務執行に関する重要事項にかかる審議・決定および個別の業務執行にかかる実務的な協議等を行い、各業務執行取締役の連携を確保し職務執行の効率性を図る。

### ④ 取締役会の決定に基づく業務執行

当社は、「組織・職務権限・職務分掌規程」に従い、各コーポレート部門・各執行部門の責任者およびその責任、業務執行手続の詳細について定める。

## ⑤ 子会社の取締役の職務の執行にかかる事項の当社への報告に関する体制

各子会社は、「関係会社管理規程」に従い、業務執行状況・財務状況など経営管理に必要な情報を、当社管轄責任部門に対し定期的に報告するとともに、子会社が重要な経営判断を行うにあたっては、「関係会社管理規程」に従い当社に報告のうえ承認を得る。各子会社は、オール東亜予算会議等において各子会社の経営状況・財務状況などにつき、当社に報告を行う。

## ⑥ 子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

### ① 当社の子会社管理制度

当社は、「関係会社管理規程」に従い、各子会社が営む事業に応じて各社毎に定めた管轄責任部署および支援部門を設置し、子会社の業務遂行に対する管理および支援を行う。当社経営戦略本部は、東亜合成グループ全体の経営戦略を策定し、全体的総括的な子会社管理業務を行う。

### ② その他の支援体制

当社は、主要な子会社に対して、当社で利用する基幹業務システムの提供、間接業務を請け負う子会社の運営など子会社業務の効率化に資する支援を実施する。

## ⑦ 当社監査等委員の職務を補助すべき使用人に関する事項

監査等委員会の職務を補助するために監査部を設置し、当社使用人を監査等委員会の専任スタッフとして配置する。

## ⑧ ⑦の使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性および監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性確保に関する事項

当該スタッフの独立性を確保するため、監査部には、複数の専任スタッフを配置し、当該使用人についてはもっぱら指揮命令権を監査等委員会に委譲し、当該社員の人事異動・考課等は、事前に監査等委員会の同意を得るものとする。

## ⑨ 当社および子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他監査等委員会への報告に関する体制

### ① 経営会議付議事項の報告

法令、定款その他内規に定められた報告の他、当社経営会議事務局は、監査等委員会に対して経営会議に付議された事項および報告された事項について原則として月例報告を行う。

### ② 取締役・使用人の報告体制

取締役・使用人の報告体制について定める内規に従い、当社および子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）・使用人は、当社の業務あるいは業績に影響を与える重要な事項について、監査等委員会に都度報告するほか、監査等委員会の求めに応じて必要な報告を行う。

### ③ 企業倫理ヘルプライン

当社は、「コンプライアンス委員会規程」に従い、「企業倫理ヘルプライン（コンプライアンス・ホットライン）」の運用状況、内部調査結果を定期的に監査等委員会に報告する。

### ④ 内部統制部門

内部統制室は、監査等委員に対し内部統制の運用状況について報告を行うほか、監査等委員会と定期的に情報共有を行うなど密接な連携を保つ。

## ⑩ 当社の監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理にかかる費用の方針に関する事項

当社は、監査等委員の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年一定額の予算を設ける。通常の監査費用以外に緊急の監査費用が発生するときは、当該請求にかかる費用が監査等委員会の職務の執行に必要でないと明らかに認められる場合を除き、予め定めた所定の手続に従いこれに応じる。

## ⑪ 当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は、いつでも必要に応じて、当社取締役および使用人に対して監査等委員会への報告を求めることができる。また、監査等委員会は、会計監査人から会計監査計画および実施結果の説明を受ける等定期的に情報交換を行い、監査等委員会、監査部および会計監査人間の相互の連携を図る。

### 《業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要》

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

#### ① 内部統制システム全般について

- ・内部統制室は、取締役会および監査等委員に対し内部統制の運用状況について定期報告をそれぞれ1回実施したほか、監査等委員会へ随時出席し情報共有を行った。

#### ② コンプライアンスについて

- ・当事業年度においてコンプライアンス委員会を2回開催し、当社事業所およびグループ各社のコンプライアンス施策の実施状況を監督・調査し、改善勧告を行った。
- ・当社グループの役員・使用人を対象とするコンプライアンス教育を定期的かつ継続的に実施した。

### ③ リスク管理について

- ・当事業年度においてリスク管理委員会を2回開催し、グループ全体のリスクを把握・管理するため、リスクの洗い出しや評価、対策の策定、対策状況のチェックなどを行った。

### ④ 子会社経営管理について

- ・当事業年度においてオール東亞予算会議を開催し、各子会社の経営状況・財務状況を確認した。
- ・当社管轄責任部門は、各子会社の経営状況・財務状況を定期的に把握し、当社経営会議または当社取締役会に報告を行った。

### ⑤ 取締役の職務の執行について

- ・当事業年度において取締役会を13回開催し、法令、定款および取締役会規則に定められた経営上重要な事項の決定および業務執行の監督を行った。
- ・経営会議を原則として毎週開催し、取締役会付議事項の事前審議、重要な経営事項の審議や重要な業務推進上の報告等を行った。

### ⑥ 監査等委員会の職務の執行について

- ・当事業年度において監査等委員会を17回開催し、当社および子会社の取締役・使用人の職務の執行を監査した。
- ・監査等委員会は、複数の専任スタッフを配置した監査部を通じて、当社および子会社のコンプライアンスの状況、業務の適正性に関する内部監査を実施した。
- ・法令、定款その他内規に定められた報告の他、経営会議付議事項や当社の業務あるいは業績に影響を与える重要な事項について、取締役・使用人からの報告を受けた。
- ・監査等委員会は、内部統制室・会計監査人と定期的に情報交換を行い、相互の連携を図った。

## 6 会社の支配に関する基本方針

### ① 基本方針の内容

当社は、当社の企業価値が、「化学事業を通じてより多くの人々とより多くの幸福を分かち合う」という企業理念に基づき、化学関連の事業を推進することにより、当社およびその子会社の株主・取引先・地域住民等のステークホルダーの皆様の利益・幸せを実現していくことにその淵源を有することに鑑み、特定の者またはグループによる当社の総議決権の20%以上に相当する議決権を有する株式の取得により、このような当社の企業価値または株主の皆様共同の利益が毀損されるおそれがある場合には、かかる特定の者またはグループは当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であるとして、法令および定款によって許容される限度において、当社の企業価値または株主の皆様共同の利益の確保・向上のための相当な措置を講じることを、その基本方針といたします。

### ② 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一つとして、2007年3月29日開催の当社第94回定時株主総会において、「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」の導入について株主の皆様のご承認をいただきました。

その後、2010年3月30日開催の当社第97回定時株主総会、2013年3月28日開催の当社第100回定時株主総会および2016年3月30日開催の当社第103回定時株主総会において、それぞれ所要の変更を行ったうえで、買収防衛策の継続について株主の皆様のご承認をいただいております（以下、継続された現在の買収防衛策を「本プラン」といいます）。なお、当社は特別委員会を設置し、特別委員会委員として、北村康央、佐藤勝、安田昌彦の3氏を選任しております。

本プランの概要は、以下に記載のとおりですが、本プランの詳細につきましては、2016年2月4日付の当社プレスリリース「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」の一部変更および継続に関するお知らせ」をご参照下さい。

（当社ホームページ…<http://www.toagosei.co.jp/>）

## ①本プランの導入の目的

本プランは、大規模買付者に対して事前に大規模買付行為に関する必要な情報の提供および考慮・交渉のための期間を確保することを求めることによって、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断されること、取締役会が、当該大規模買付行為に対する賛否の意見または代替案を株主の皆様に対して提示すること、あるいは、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とし、もって基本方針に照らして不適切な者（具体的には、本プランに違反をした大規模買付者および濫用的買収者ならびにこれらの者と一定の関係にある者等）によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止し、企業価値ないし株主共同の利益を確保・向上することを目的として導入されたものです。

## ②本プランに基づく対抗措置の発動に係る手続

### (イ)対象となる大規模買付行為

次の（i）から（iii）までのいずれかに該当する行為（ただし、取締役会があらかじめ承認をした行為を除きます）またはその可能性のある行為がなされ、またはなされようとする場合に、本プランに基づく対抗措置が発動される場合があります。

- (i) 当社が発行者である株券等に関する当社の特定の株主の株券等保有割合が20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得
- (ii) 当社が発行者である株券等に関する当社の特定の株主の株券等所有割合とその特別関係者の株券等所有割合との合計が20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得
- (iii) 上記（i）または（ii）に掲げる各行為がなされたか否かにかかわらず、当社の特定株主グループが、当社の他の株主（複数である場合を含みます。以下、本（iii）において同じとします）との間で、当該他の株主が当該特定株主グループに属する株主の共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、または当該特定株主グループと当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配しもしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係を樹立する行為（ただし、当社が発行者である株券等につき当該特定グループに属するすべての株主と当該他の株主との株券等保有割合の合計が20%以上となるような場合に限りま）

### (ロ)大規模買付者に対する情報提供の要求

大規模買付者には、大規模買付行為の開始に先立ち、意向表明書および大規模買付情報を提供していただきます。

### (ハ)大規模買付者との交渉等

取締役会は、対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社のすべての株券等の買付けが行われる場合には、60日間、それ以外の場合には、90日間の期間を、取締役会評価期間として設定し、当社の企業価値および株主の皆様共同の利益の確保・向上の観点から評価、検討、意見形成、代替案立案および大規模買付者との交渉を行うものとしま。なお、当該取締役会評価期間は、必要な範囲内で最大30日間延長することができるものとしま。

## (二)特別委員会の勧告および取締役会の決議

特別委員会は、大規模買付者が大規模買付ルールにつきその重要な点において違反した場合で、取締役会がその是正を書面により当該大規模買付者に対して要求した後10営業日以内に当該違反が是正されない場合には、原則として、取締役会に対して、大規模買付行為に対する対抗措置の発動を勧告します。

他方、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合、特別委員会は、原則として、取締役会に対して、大規模買付行為に対する対抗措置の不発動を勧告しますが、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付者がいわゆるグリーンメイラーである場合等一定の事情を有していると認められる者である場合には、取締役会に対して、対抗措置の発動を勧告します。

取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重したうえで、対抗措置の発動または不発動その他必要な決議を行うものとします。

## (ホ)株主意思確認総会の開催

上記(二)にかかわらず、下記のいずれかの事由に該当し、かつ、取締役会が、株主総会の開催に要する時間等を勘案したうえで、取締役の善管注意義務に照らし株主の皆様意思を確認することが適切と判断する場合には、株主総会（以下「株主意思確認総会」といいます）において対抗措置の発動に関する株主の皆様意思を確認することができるものとします。

- (i) 特別委員会が対抗措置の発動に関して、あらかじめ株主総会の承認を得るべき旨の留保を付した場合
- (ii) 取締役会が、当該大規模買付行為が、当社の企業価値または株主の皆様共同の利益を著しく損なうおそれがあると判断した場合

株主意思確認総会において、対抗措置の発動または不発動について決議された場合、取締役会は、当該株主意思確認総会の決議に従って対抗措置の発動または不発動の決議を行うものとします。

## ③本プランの特徴

### (イ)基本方針の制定

本プランは、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する「基本方針」を制定したうえで、導入されたものです。

### (ロ)特別委員会の設置

当社は、本プランの必要性および相当性を確保するために特別委員会を設置し、取締役会が対抗措置を発動する場合には、その判断の公正を担保し、かつ、取締役会の恣意的な判断を排除するために、特別委員会の勧告を最大限尊重するものとしております。

### (ハ)株主総会における本プランの承認

本プランの法的安定性を高めるため、本プランにつきましては、当社第103回定時株主総会において本プランの導入に関する承認議案の付議を通じて、株主の皆様のご意思を確認させていただいております。

(二)適時開示

取締役会は、本プラン上の必要な事項について、適用ある法令等および金融商品取引所規則に従って、適時かつ適切な開示を行います。

(ホ)本プランの有効期間

本プランの有効期間は、2019年3月31日までとします。ただし、かかる有効期間の満了前であっても、取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、本プランはその時点で廃止されるものとします。また、取締役会は、企業価値ないし株主の皆様共同の利益の確保・向上の観点から、必要に応じて本プランを見直し、または変更する場合があります。ただし、当社は、本プランの内容に重要な変更を行う場合には、株主の皆様の意思を適切に反映する機会を得るため、変更後のプランの導入に関する承認議案を株主総会に付議するものとし、変更後のプランは、その承認議案につき、株主の皆様のご承認が得られることを条件に効力を生じるものとします。

#### ④株主および投資家の皆様への影響

(イ)本プランの効力発生時に株主および投資家の皆様へ与える影響

本プランの効力発生時には、新株予約権の発行自体は行われません。したがって、本プランが本プランの効力発生時に株主および投資家の皆様の権利および経済的利益に直接具体的な影響を与えることはありません。

(ロ)新株予約権の発行時に株主および投資家の皆様へ与える影響

取締役会が対抗措置として新株予約権の無償割当ての決議をした場合、基準日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様は、新株予約権の無償割当ての効力発生日に、当然に新株予約権者となります。そして、当社が新株予約権を取得する場合、株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として、当社普通株式の交付を受けることになります。ただし、例外事由該当事者につきましては、その有する新株予約権が取得の対象とならないことがあります。



### ③ 上記の取組みに対する取締役会の判断およびその判断に係る理由

当社は、前記②①記載のとおり、本プランは企業価値ないし株主の皆様共同の利益の確保・向上という目的をもって導入されたものであり、基本方針に沿うものと考えております。特に本プランは、(a)当社第103回定時株主総会において本プランの導入について株主の皆様のご意思を確認させていただいており、一定の場合に、本プランに定める対抗措置の発動の是非について、株主意思確認総会において株主の皆様のご意思を確認するものとしている点において株主の皆様のご意思を重視していること、(b)対抗措置の発動に際しては、必要に応じて、取締役会から独立した第三者的立場にある専門家の意見を取得できること、(c)独立性の高い特別委員会の設置を伴うものであり、対抗措置の発動に際しては必ず特別委員会の勧告を経る仕組みとなっているうえ、特別委員会はさらに独立した第三者的立場にある外部専門家の意見を取得できること、(d)対抗措置の発動または不発動その他必要な決議に関する判断の際によるべき基準が設けられていること等から、当社は、本プランは当社の企業価値ないし株主の皆様共同の利益を損なうものではなく、当社の取締役の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(ご参考) 買収防衛策の非継続（廃止）について

本プランの有効期間は2019年3月31日までとなっております。当社は2019年2月13日開催の取締役会において、本プランを継続せず廃止することを決議いたしました。詳細につきましては、当社ホームページに掲載の2019年2月13日付「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の非継続（廃止）について」をご参照ください。

(当社ホームページ…<http://www.toagosei.co.jp/>)

この事業報告の記載金額は、1株当たり当期純利益および1株当たり純資産額を除き百万円未満を切り捨てております。

# 連結計算書類

連結貸借対照表 (2018年12月31日現在)

(単位 百万円)

資産の部		負債の部	
<b>流動資産</b>	<b>142,712</b>	<b>流動負債</b>	<b>34,847</b>
現金及び預金	32,676	支払手形及び買掛金	16,472
受取手形及び売掛金	45,154	短期借入金	2,503
有価証券	46,000	リース債務	51
たな卸資産	16,541	未払法人税等	2,864
繰延税金資産	846	賞与引当金	19
その他の流動資産	1,531	その他の流動負債	12,935
貸倒引当金	△39	<b>固定負債</b>	<b>15,828</b>
<b>固定資産</b>	<b>99,259</b>	長期借入金	9,189
<b>有形固定資産</b>	<b>67,083</b>	リース債務	94
建物及び構築物	20,740	繰延税金負債	3,148
機械装置及び運搬具	23,624	退職給付に係る負債	153
工具器具備品	1,940	その他の固定負債	3,242
土地	17,240	<b>負債合計</b>	<b>50,675</b>
リース資産	135		
建設仮勘定	3,401	<b>純資産の部</b>	
<b>無形固定資産</b>	<b>640</b>	<b>株主資本</b>	<b>176,771</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>31,535</b>	資本金	20,886
投資有価証券	27,792	資本剰余金	16,499
退職給付に係る資産	1,514	利益剰余金	139,682
繰延税金資産	42	自己株式	△296
その他の投資その他の資産	2,199	その他の包括利益累計額	9,647
貸倒引当金	△14	その他有価証券評価差額金	8,307
<b>資産合計</b>	<b>241,971</b>	為替換算調整勘定	1,617
		退職給付に係る調整累計額	△277
		<b>非支配株主持分</b>	<b>4,876</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>191,296</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>241,971</b>

## 連結損益計算書（2018年1月1日から2018年12月31日まで）

（単位 百万円）

科 目	金	額
<b>売上高</b>		<b>150,066</b>
売上原価		107,879
<b>売上総利益</b>		<b>42,187</b>
販売費及び一般管理費		25,779
<b>営業利益</b>		<b>16,408</b>
<b>営業外収益</b>		
受取利息及び配当金	868	
持分法による投資利益	165	
その他	453	1,486
<b>営業外費用</b>		
支払利息	90	
為替差損	100	
その他	300	491
<b>経常利益</b>		<b>17,403</b>
<b>特別利益</b>		
固定資産売却益	5	
補助金収入	325	
投資有価証券売却益	3	334
<b>特別損失</b>		
固定資産処分損	240	
関係会社株式売却損	5	245
<b>税金等調整前当期純利益</b>		<b>17,491</b>
法人税、住民税及び事業税	5,088	
法人税等調整額	△555	4,532
<b>当期純利益</b>		<b>12,959</b>
非支配株主に帰属する当期純利益		210
<b>親会社株主に帰属する当期純利益</b>		<b>12,748</b>

## 連結株主資本等変動計算書 (2018年1月1日から2018年12月31日まで)

(単位 百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当期首残高	20,886	16,498	130,488	△289	167,584
当期変動額					
剰余金の配当			△3,554		△3,554
親会社株主に帰属する 当期純利益			12,748		12,748
自己株式の取得				△7	△7
自己株式の処分		0		0	0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	0	9,194	△6	9,187
当期末残高	20,886	16,499	139,682	△296	176,771

	その他の包括利益累計額				非支配株主 持分	純資産 合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その 他 の 包括利益累計額 合 計		
当期首残高	13,082	1,884	73	15,040	4,862	187,487
当期変動額						
剰余金の配当						△3,554
親会社株主に帰属する 当期純利益						12,748
自己株式の取得						△7
自己株式の処分						0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△4,775	△267	△350	△5,393	13	△5,379
当期変動額合計	△4,775	△267	△350	△5,393	13	3,808
当期末残高	8,307	1,617	△277	9,647	4,876	191,296

## 貸借対照表 (2018年12月31日現在)

(単位 百万円)

資産の部		負債の部	
<b>流動資産</b>	<b>121,084</b>	<b>流動負債</b>	<b>51,864</b>
現金及び預金	27,784	買掛金	11,478
受取手形	4,449	短期借入金	2,483
売掛金	26,947	リース債務	4
有価証券	46,000	未払金	8,539
商品及び製品	6,404	未払費用	1,398
原材料及び貯蔵品	3,073	未払法人税等	2,300
関係会社短期貸付金	2,499	前受金	18
前払費用	148	預り金	25,641
繰延税金資産	638	<b>固定負債</b>	<b>14,925</b>
その他の流動資産	3,159	長期借入金	9,189
貸倒引当金	△22	リース債務	12
<b>固定資産</b>	<b>96,906</b>	繰延税金負債	3,890
<b>有形固定資産</b>	<b>42,240</b>	関係会社事業損失引当金	41
建物	10,755	長期未払費用	871
構築物	2,979	その他の固定負債	920
機械装置	13,445		
車両運搬具	11	<b>負債合計</b>	<b>66,790</b>
工具器具備品	1,262		
土地	12,353	<b>純資産の部</b>	
リース資産	16	<b>株主資本</b>	<b>143,115</b>
建設仮勘定	1,415	資本金	20,886
<b>無形固定資産</b>	<b>537</b>	資本剰余金	19,366
設備利用権	130	資本準備金	18,031
ソフトウェア	406	その他資本剰余金	1,335
<b>投資その他の資産</b>	<b>54,128</b>	利益剰余金	103,158
投資有価証券	25,430	利益準備金	3,990
関係会社株式	18,732	その他利益剰余金	99,168
関係会社出資金	1,049	圧縮記帳積立金	1,067
関係会社長期貸付金	6,907	別途積立金	16,415
長期前払費用	828	繰越利益剰余金	81,685
前払年金費用	1,675	<b>自己株式</b>	<b>△296</b>
その他の投資その他の資産	165	評価・換算差額等	8,084
貸倒引当金	△659	その他有価証券評価差額金	8,084
<b>資産合計</b>	<b>217,990</b>	<b>純資産合計</b>	<b>151,200</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>217,990</b>

損益計算書 (2018年1月1日から2018年12月31日まで)

(単位 百万円)

科 目	金	額
<b>売上高</b>		<b>100,919</b>
売上原価		72,466
<b>売上総利益</b>		<b>28,452</b>
販売費及び一般管理費		15,189
<b>営業利益</b>		<b>13,263</b>
<b>営業外収益</b>		
受取利息及び配当金	2,860	
その他	453	3,313
<b>営業外費用</b>		
支払利息	121	
その他	308	429
<b>経常利益</b>		<b>16,147</b>
<b>特別利益</b>		
補助金収入	322	
投資有価証券売却益	3	326
<b>特別損失</b>		
固定資産処分損	176	
関係会社株式売却損	5	182
<b>税引前当期純利益</b>		<b>16,291</b>
法人税、住民税及び事業税	4,050	
法人税等調整額	△494	3,555
<b>当期純利益</b>		<b>12,736</b>

株主資本等変動計算書 (2018年1月1日から2018年12月31日まで)

(単位 百万円)

	株 主 資 本									
	資本金	資本剰余金				利益剰余金				
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金合計
						圧縮記帳積立金	圧縮記帳特別勘定積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	20,886	18,031	1,334	19,366	3,990	734	177	16,415	72,658	93,976
当期変動額										
圧縮記帳積立金の積立						395			△395	—
圧縮記帳積立金の取崩						△62			62	—
圧縮記帳特別勘定積立金の取崩							△177		177	—
剰余金の配当									△3,554	△3,554
当期純利益									12,736	12,736
自己株式の取得										
自己株式の処分			0	0						
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)										
当期変動額合計	—	—	0	0	—	332	△177	—	9,027	9,182
当期末残高	20,886	18,031	1,335	19,366	3,990	1,067	—	16,415	81,685	103,158

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△289	133,939	12,778	12,778	146,717
当期変動額					
圧縮記帳積立金の積立		—			—
圧縮記帳積立金の取崩		—			—
圧縮記帳特別勘定積立金の取崩		—			—
剰余金の配当		△3,554			△3,554
当期純利益		12,736			12,736
自己株式の取得	△7	△7			△7
自己株式の処分	0	0			0
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)			△4,693	△4,693	△4,693
当期変動額合計	△6	9,175	△4,693	△4,693	4,482
当期末残高	△296	143,115	8,084	8,084	151,200

## 連結計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2019年2月12日

東亜合成株式会社  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 池内基明 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 植木貴幸 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東亜合成株式会社の2018年1月1日から2018年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東亜合成株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上



## 会計監査人の会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2019年2月12日

東亜合成株式会社  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 池内基明 ㊞  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 植木貴幸 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東亜合成株式会社の2018年1月1日から2018年12月31日までの第106期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

## 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査等委員会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2018年1月1日から2018年12月31日までの第106期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。

その方法および結果について以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法およびその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロおよびハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容ならびに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準、監査の方針、職務の分担等に従い、監査部および内部統制室と連携の上、重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店および主要な事業所において業務および財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針および同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

## (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

## (2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

## (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2019年2月13日

東亜合成株式会社	監	査	等	委	員	会
常勤監査等委員		小	峰		朗	Ⓜ
監査等委員		原	田		力	Ⓜ
監査等委員		北	村		康	Ⓜ
監査等委員		高	野		信	彦
						Ⓜ

(注) 監査等委員原田 力、北村康央および高野信彦は、会社法第2条第15号および第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

## インターネット等による議決権行使のご案内

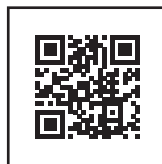


インターネット等により議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますよう、お願い申し上げます。



### 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによるのみ可能です。なお、携帯電話専用サイトは開設しておりませんので、ご了承下さい。



議決権行使ウェブサイトアドレス <https://www.web54.net>



### 「スマート行使」による議決権行使の方法

スマートフォンやタブレット端末で、議決権行使書用紙右下のQRコードを読み取れば、「議決権行使コード」や「パスワード」を入力することなく、議決権を行使することができます。

### ※注意

「スマート行使」での議決権行使は、1回に限り有効です。一度行使した内容を変更する場合は、お手元の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」と「パスワード」をご入力下さい。

### 議決権行使のお取扱いについて

- 1 インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用になり、画面の案内にしたがって賛否をご入力下さい。
- 2 議決権の行使期限は、株主総会開催日前日の2019年3月27日（水曜日）午後5時までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。
- 3 インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- 4 インターネット等と書面の両方で議決権行使をされた場合は、後に到着したものを有効な議決権行使とさせていただきますが、同一の日に到着した場合は、インターネット等による議決権の行使を有効なものとしてお取扱いいたします。
- 5 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

### パスワードおよび議決権行使コードのお取扱いについて

- 1 パスワードは、議決権を行使される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号と同様に、大切にお取扱い下さい。
- 2 パスワードは、一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行を希望される場合は、画面の案内にしたがってお手続き下さい。
- 3 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本株主総会に限り有効です。

## アクセス手順について

議決権行使ウェブサイト

検索

<https://www.web54.net>

### 1 議決権行使ウェブサイトへアクセス

「次へすすむ」を  
クリック

### 2 ログインする

お手元の議決権行使書  
用紙に記載された「議決  
権行使コード」を入力し、  
「ログイン」をクリック

### 3 パスワードの入力

お手元の議決権行使書  
用紙に記載された「パ  
スワード」を入力し、  
「次へ」をクリック

以降は画面の指示にしたがって賛否をご送信下さい。

## システムにかかる条件について

### <パソコンをご利用の場合>

- 1 画面の解像度が横800×縦600ドット（SVGA）以上であること。
- 2 ウェブブラウザおよびPDFビューアがインストールされていること（以下の組み合わせで動作確認をしています）。

OS	Webブラウザ	PDFビューア
Microsoft Windows 7	Internet Explorer 11 (32bit版)	Adobe Reader XI
Microsoft Windows 8.1	Internet Explorer 11 (32bit版)	Adobe Reader XI
Microsoft Windows 10	Internet Explorer 11 (32bit版)	Adobe Acrobat Reader DC

- \* Microsoft WindowsおよびInternet Explorerは、米国Microsoft Corporationの米国およびその他の国における登録商標または商標です。
- \* Adobe、AcrobatおよびReaderは、Adobe Systems Incorporated（アドビシステムズ社）の米国およびその他の国における登録商標または商標です。

- 3 ウェブブラウザおよび同アドインツール等で“ポップアップブロック”機能を有効とされている場合、同機能を解除（または一時解除）するとともに、プライバシーに関する設定において、当サイトでの“Cookie”使用を許可するようにして下さい。
- 4 上記サイトに接続できない場合、ファイアウォール・プロキシサーバおよびセキュリティ対策ソフト等の設定により、インターネットとの通信が制限されている場合が考えられますので、その設定内容をご確認下さい。

### <スマート行使をご利用の場合>

iPhone	iOS8.0以上（Safariブラウザ）
Android	Android4.4以上（Chromeブラウザ）

## パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法が不明な場合は、下記にお問い合わせ下さい。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

**☎0120-652-031** 受付時間 9:00～21:00

その他のご照会は、下記にお問い合わせ下さい。

- 1 証券会社に口座をお持ちの株主様  
証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社あてにお問い合わせ下さい。
- 2 証券会社に口座のない株主様（特別口座の株主様）

三井住友信託銀行 証券代行事務センター

**☎0120-782-031**

受付時間 土日休日を除く 9:00～17:00

### ※機関投資家の皆様へ

機関投資家の皆様につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことができます。





# 株主総会会場案内図



## 会場

〒105-8419 東京都港区西新橋一丁目14番1号 (東亜合成ビル)  
当社本店大会議室 (2階)

## 電話

(03) 3597-7215

## 交通

都営地下鉄・三田線内幸町駅 (A3出口またはA4a出口) 下車、徒歩1分  
※A3出口工事中的場合は、A4a出口をご利用下さい。  
東京メトロ・銀座線新橋駅 (8番出口) 下車、徒歩7分  
都営地下鉄・浅草線新橋駅下車、徒歩7分  
J R 線・新橋駅 (日比谷口) 下車、徒歩7分  
※お車でのご来場はご遠慮願います。

UD FONT



見やすく読みまちがえにくいユニバーサル  
デザインフォントを採用しています。

環境に配慮した植物油インキを  
使用しています。